

令和4年
第4回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

（登壇）

（はじめに）

令和４年第４回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

（教育長人事について）

先ず、教育長人事についてであります。

本件に関しましては、本年第５回臨時会において、その任命について「不同意」という大変残念な結果となりました。

この結果を受け、教育関係者をはじめ、多方面の方々からご意見を聞かせていただきました。

教育長の人選につきましては、先ずは教育委員や教育現場の教職員からの人望があり、そして教育行政に精通し、教育長としての職責を果たせる、そういう人材の選任について鋭意努めておりますが、大変苦慮しており、１か月半余りが経過してしまいました。

市民の皆さま、保護者の皆さまには、本市の教育行政が停滞してしまうのではないかと、ご心配やご不安を抱かせてしまい、深くお詫び申し上げる次第であります。

私といたしましては、教育ビジョンの策定や学力向上施策、コロナ禍における学校教育への対応など、本市の教育行政に山積する喫緊の課題を間髪入れず解決していかなければなりません。

そのためには、教育長の存在が必要不可欠であり、この空白の期間を一刻も早く解消しなければならないと考えておりますので、議員の皆さまには何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げる次第でございます。

（新型コロナウイルス感染症対策）

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に感染者数は増加傾向に転じており、県内においても、第8波に入って以降、感染者数が急増し、今月23日には2,000人を超えている状況であります。

これに加えて、病床使用率が40%を超えたことなどから、県は、「感染防止行動徹底アラート」を今月25日に発出しております。

本市におきましても、連日のように感染者が確認されており、今後、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されていることから、市民の皆さまにおかれましては、今後の感染拡大に備え、感染対策の徹底に引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

また、現在実施しております、従来株とオミクロン株に対応した「2価ワクチン」を使用した新型コロナワクチン接種につきましては、従来株のワクチンを上回る重症化予防、及び発症予防効果等が期待されております。

これまでの過去2年いずれも、年末年始に感染拡大している状況を踏まえ、希望するすべての対象者の方が速やかに接種できるよう、紀北医師会、紀北薬剤師会のご協力のもと、進めてまいります。

さらに、生後6か月から4歳以下のお子さまへの接種につきましても、保護者への丁寧な対応が可能である個別接種にて、紀北医師会にご協力をいただき、進めてまいります。

（尾鷲総合病院の診療体制）

次に、尾鷲総合病院の診療体制についてであります。

深刻な医師不足のなか、特に内科と整形外科を中心に医師確保に取り組んでおりますが、非常に厳しい状況であります。

現状では、交通事故等の整形外科の救急患者に対しては、整形外科医の不足により、当院で受け入れることが困難な事案が多く、松阪・伊勢方面の病院への管外搬送を余儀なくされております。

この問題を解消するためには、整形外科の医師確保が必要不可欠であり、現在、三重大学医学部、県への要望活動を常に実施しているとともに、全国への医師の公募も実施しております。

このような当院の切実な状況は、先月行われました「知事との円卓バイ対話」で直接知事に訴えさせていただきました。

また、その後に行われた「県民との円卓対話」におきましても、当院の話題となり、尾鷲総合病院運営懇話会の皆さまから当院の重要性や維持・充実についての認識が示され、特に、整形外科の松阪方面への救急搬送については、切実な問題として、知事にお声を届けていただきました。

知事におかれましても、本市の医療事情や当院の状況を十分把握していただいたことと認識しており、対応策について前向きに検討していただけるものと感じております。

また、三重大学には、常に医師派遣要請を鋭意行っておりますが、今月16日、議長・副議長・行政常任委員会副委員長が、三重大学学長、附属病院長あてに、医師不足解消への要望活動を行っていただき、大変感謝を申し上げる次第でございます。

今後も、三重大学の関係各位に当院の現状を切実に訴え続けるとともに、県とも連携し、医師確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

(尾鷲市環境基本計画)

次に、第三次尾鷲市環境基本計画の策定についてであります。

尾鷲市環境基本条例に基づく、本市の環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である、「尾鷲市環境基本計画」につきましては、第二次計画の期間満了に伴い、現在、学識経験者、住民代表の皆さまなど、総勢１４人で組織する「尾鷲市環境審議会」において、新計画の素案を策定中であります。

本年に実施した環境に関する住民アンケートの結果を踏まえるとともに、「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」の方針、近年の環境情勢の変化や、新たな環境課題に対応するため、当審議会において議論を重ねております。

素案としてまとまりましたら、行政常任委員会への報告の後、広く市民の皆さまに周知し、ご意見・ご提案をいただくため、来月下旬からパブリックコメントの実施を予定しております。

(広域ごみ処理施設整備)

次に、広域ごみ処理施設整備についてであります。

東紀州環境施設組合において検討中である「東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画（案）」につきましては、今月１５日に住民説明会を開催し、参加者の皆さまからのご意見をいただいたところであります。

加えて、広く住民の方のご意見・ご提案をいただくために、来月１６日まで、パブリックコメントの受付を行っております。

これらを踏まえ、来年２月には、広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会から組合管理者に対して、本施設整備基本計画が答申される予定であります。

(防災対策)

次に、防災対策についてであります。

今後３０年以内の発生確率が、７０パーセントから８０パー

セントと予測されている南海トラフ巨大地震と津波による甚大な被害を想定した「三重県総合防災訓練」を、先月２３日に実施いたしました。

本市を主会場とした訓練開催については、平成１７年度以来の１７年ぶりとなり、６７機関、約２，０００人の参加のもと、紀北町・大紀町・南伊勢町とも訓練情報を共有しながら、救出救助・物資輸送・避難所運営などの訓練に取り組みました。

真剣に訓練に取り組む参加者の皆さまの姿は、非常に心強く感じ、また、準備段階から多くの関係機関の皆さまと一緒に取り組むことにより、顔の見える関係を構築できたことも大きな成果であると考えております。

次に、津波避難施設についてであります。

平成２７年度の津波避難タワー建設に係る計画については、場所の課題から建設には至っておりません。

しかしながら、今月１４日、三重県南東沖を震源とする地震が発生するなど、全国各地で頻発する地震の発生状況を鑑みると、津波避難タワー等避難施設の必要性は、一層強まっているものと感じている次第であります。

本市における津波避難施設整備の取り組み状況につきましては、現在、近隣市町の整備状況や国の交付金事業スケジュールを把握し、建設の実現に向けた事務的手続きの確認を行うとともに、予定地の選定につきまして、鋭意検討を進めているところであります。

（地域振興券発行事業）

次に、地域振興券発行事業についてであります。

本事業は、コロナ禍により「エネルギー・食料品価格等の物価高騰」の影響を受けた市民の皆さまの生活を応援するとともに、落ち込んだ市内の消費拡大を促し、市内経済の活性化を図ることを目的とし、本年度第２弾となります「尾鷲市地域振興券」を、先日発行したところであります。

当該振興券は、市民一人あたり 5 千円を配布するものであり、額面総額にして約 8, 250 万円規模の事業となります。

活気あふれる尾鷲となるよう事業を進めてまいりますので、市民の皆さまにおかれましては、是非有効にご活用いただきたく、お願い申し上げます。

（集客交流）

次に、集客交流についてであります。

本市においては、市民の皆さまの文化の醸成や、交流人口の促進を高めるための取り組みを進めているところであります。

今月には秋のイベントとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、2 年連続で中止を余儀なくされておりました「尾鷲市民文化展」「全国尾鷲節コンクール」「おわせ海・山ツーデーウォーク」を、3 年ぶりに開催いたしました。

市内外から「今年こそは」と楽しみにしておられました多くの方々にご参加、ご来場いただき、大きな賑わいとなりましたこと、大変喜ばしく思っているところであります。

これらの様々なイベントの開催にあたりましては、実行委員会、ボランティアスタッフ、各関係機関、団体の皆さまに、大変なご尽力をいただいております、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本年度で 36 回目を迎える「尾鷲磯釣大会」につきましては、尾鷲市観光釣協会主催のもと、12 月 1 日から来年の 2 月末までの期間で、開催の運びとなっております。

尾鷲の海で、尾鷲ならではの釣果を満喫していただく絶好の機会でありますので、奮ってのご参加をお待ちしております。

未だ全国的にコロナ禍の影響は予断を許さない状況が続いておりますが、今後におきましても、しっかりと感染対策を講じながら、尾鷲の伝統的な催しを開催し、賑わいのあるまちを目指し取り組んでまいります。

（子育て支援活動）

次に、子育て支援活動についてであります。

本市においては、定住・移住促進にもつなげる子育て支援の一環として、地方創生推進交付金を活用した「地域人材を活かした子育てハッピー事業」の取り組みを進めております。

この取り組みの一環である「子育てハッピーデー」は、子どもや子育て中の家族を応援する日として、子育て支援グループや地元事業者等の方々と連携し、地域ぐるみでイベントを開催しております。

先月２３日には、絵本展示や読み聞かせなどの「本読み子育て」を推進する取り組みとして「『子育てハッピーデー』青空図書館」を開催し、ご家族連れなど、多くの皆さまにお楽しみいただきました。

また、来月１１日には、市内外の２１事業所等の皆さまにご協力いただき、仮想のまちで多彩な仕事の体験ができるイベントとして、「『子育てハッピーデー』ハッピーワーク」を開催いたします。

私といたしましては、この「子育てハッピー事業」を、切れ目のない事業として推進してまいります。

なお、子育て支援に関する各種取り組みについては、市広報に毎月「子育てカレンダー」を掲載し、ＱＲコードで市ホームページ「尾鷲わんぱく子育てガイド」とリンクするなど、広く子育て世代の皆さまにご案内しておりますことを申し添えます。

「子育てハッピーデー」の開催にあたりましては、関係団体や実行委員会、ボランティアスタッフ、市内外の事業所等の皆さまに大変なご尽力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げますとともに、本市ならではの特色を生かしたイベントを通じて、子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

（尾鷲市^{はたち}二十歳のつどい）

次に、「尾鷲市^{はたち}二十歳のつどい」についてであります。

民法改正により、本年４月１日から、成人年齢が２０歳から１８歳に引き下げになったことに伴い、例年開催していた「成人式」の名称を変更し、２０歳に達した若者の門出を祝い励まし、故郷への誇りや愛着を深める機会を設けるため、「第１回尾鷲市^{はたち}二十歳のつどい」を来年１月８日に、せぎやまホールにて開催いたします。

開催にあたりましては、これまでの成人式と同様に、本年度に２０歳になる方から「^{はたち}二十歳のつどい実行委員」を募集し、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインでの実行委員会を開催し、協議を重ねながら、式典の内容等を決定してまいりました。

未だ全国的にコロナ禍の影響は予断を許さない状況が続いておりますが、十分な感染対策を講じながら、式典を開催してまいります。

（提案説明）

それでは、今回提案しております議案第 6 1 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、議案第 7 5 号「三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について」までの 1 5 議案について説明いたします。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 6 1 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、国家公務員の定年引上げと同様に、令和 5 年 4 月 1 日に施行される地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員においても定年が 6 0 歳から 6 5 歳に引き上げられることになり、本市の関係条例として、第 1 条「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」をはじめ、第 9 条「尾鷲市職員の再任用に関する条例の廃止」についてまで、一括して条例を整備するものであります。

次に、1 0 ページをご覧ください。

議案第 6 2 号「尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対し、企業版ふるさと納税を有効活用することにより当該事業を推進するため、基金を設置するものであります。

次に、1 2 ページの議案第 6 3 号「尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 0 条の規定に基づき、学校給食の調理場の業務を一括管理する施設として、尾鷲市学校給食センターを設置するものであります。

次に、1 4 ページの議案第 6 4 号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について」につきましては、議案第 6 1 号と同様に、定年引上げに伴い、地方公営

企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、水道事業職員及び会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関して条例を全面的に見直し、条例の全部を改正するものであります。

次に、16 ページの議案第 65 号「尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について」につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を年齢 65 歳、医療業務に従事する医師の定年を年齢 70 歳とし、新たに定年前再任用短時間勤務制について定めるなど、職員の定年等に関し、条例の一部を改正するものであります。

次に、28 ページをご覧ください。

議案第 66 号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、国の人事院勧告に準拠して所要の改正を行うものであり、初任給及び若年層の給料表の水準の引き上げ、及び賞与の支給月数を 0.1 月分引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、48 ページをご覧ください。

議案第 67 号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60 歳以降の定年前に退職する場合における、退職手当の基本額について附則で定めるほか、国家公務員退職手当法の改正に伴い、非常勤職員の退職手当において常勤職員の要勤務日数が 20 日に満たない場合における支給要件を緩和するなど条例の一部を改正するものであります。

次に、54 ページをご覧ください。

議案第 68 号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、令和 3 年 4 月に民法等の一部を改正する法律が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行となる民法第 213 条の 2 第 3 項の規定により、給水装置の新設等の申込にあたり、民法上の当該権利に関する内容を明記するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、５６ページの議案第６９号「令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第１０号）の議決について」から、６０ページの議案第７３号「令和４年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について」までの５議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の「一般会計補正予算（第１０号）主要事項説明」の１ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で１億３１４万９千円を追加、国民健康保険事業会計で１，３９９万４千円、後期高齢者医療事業会計で１１８万９千円をそれぞれ追加、また、病院事業会計では、歳入で４億８，９８４万８千円、歳出で１，０６３万７千円をそれぞれ追加、水道事業会計では、歳入で８１万７千円、歳出で１，９８６万５千円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を２００億６，８５９万３千円とするものであります。

先ず、一般会計から説明いたします。

２ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

１４款、国庫支出金４，６３５万３千円の増額は、扶助費の増額による生活保護費負担金３，６２３万１千円の増額、利用者の増加による障害者自立支援給付費等国庫負担金９１４万２千円の増額が主なものであります。

１５款、県支出金４９５万６千円の増額は、利用者の増加による三重県障害者自立支援給付費等負担金４５７万１千円の増額が主なものであります。

１６款、財産収入５７６万円の増額は、新田^{しんでん}市営住宅跡地の売却収入５７４万円の追加が主なものであります。

１７款、寄附金２，２８２万円の増額は、保健費寄附金として、１件の法人から５２万円、及び林業振興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から２，２３０万円のご寄附をいただいたものであります。

18款、繰入金230万円の減額は、充当事業費の減額による尾鷲みどりの基金繰入金の減額であります。

20款、諸収入2,556万円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金1,494万7千円の追加、人事異動に伴う派遣職員人件費540万8千円の増額、及び東紀州環境施設組合負担金前年度精算金508万4千円の追加が主なものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

先ず、各款共通の人件費では、その他特別職で、教育長の退職に伴う期末手当の減額等により31万3千円の減額、一般職では、報酬で、会計年度任用職員報酬673万6千円の減額、給料では、その他増減分として、人事異動に伴う1,484万1千円の減額等により1,150万7千円の減額、職員手当で、給与条例改正による期末勤勉手当629万3千円の増額等により400万8千円の増額、共済費で、掛金・負担金率の変更等により450万8千円の減額であります。

総務費では、一般管理費の総務一般管理費で、オンライン会議により出張回数が減少したこと等により、燃料費45万円、有料道路通行料70万円のそれぞれ減額、庁舎管理経費で、電気料金の高騰により光熱水費126万5千円を増額するものであります。

財産管理費では、財政調整基金積立金2,297万1千円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円のそれぞれ増額、また、防災費、コミュニティセンター費、諸費は、それぞれ電気料金の高騰による光熱水費の増額であります。

5ページをご覧ください。

民生費では、社会福祉総務費の社会福祉一般総務費で、福祉

保健センターの光熱水費 1 7 5 万 2 千円、紀北広域連合負担金 2 5 6 万 8 千円のそれぞれ増額、国民健康保険事業特別会計繰出金は、職員給与費等繰出金の減少等により、1 8 1 万 1 千円の減額であります。

自立支援給付事業は、利用者の増加により、就労継続支援 B 型事業費 6 1 9 万 5 千円、共同生活援助事業費 9 1 4 万 7 千円、自立訓練給付費 2 9 4 万 3 千円のそれぞれ増額であります。

後期高齢者医療費は、人事異動に伴う人件費の増額により、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が 1 1 8 万 9 千円の増額、児童福祉総務費では、受給対象者数が当初の見込みを上回ったことによる、多子世帯支援給付費 4 5 万 6 千円の増額、また、母子福祉費は、対象者の増加による高等職業訓練促進給付金等事業補助金 5 0 万円の増額であります。

扶助費は、医療扶助費の増額等により 4 , 6 1 5 万 5 千円の増額、生活保護施設事務費は、入所者数の増加による救護施設委託事務費負担金 2 1 5 万 6 千円の増額であります。

6 ページをご覧ください。

衛生費では、保険事業普及費の健康増進事業で、寄附金を活用して健康増進事業に係る消耗品を購入する経費として 5 2 万円の増額であります。

農林水産業費では、農林振興費の一般振興事業で、農地の集積・集約に係る機構集積協力金 2 6 万 3 千円の追加であります。

林業振興費は、事業中止による木育推進業務委託料 2 3 0 万円の皆減、漁港建設費は、水産基盤ストックマネジメント事業の事業費組替えにより積算業務委託料を 2 0 0 万円増額し、工事請負費を 2 0 0 万円減額するものであります。

また、海洋深層水事業費は、光熱水費 1 4 2 万 8 千円の増額であります。

商工費では、観光施設管理整備事業で、観光トイレ等の光熱水費 2 4 万 1 千円、及び夢古道の湯の設備修繕料 4 3 万 1 千円のそれぞれ増額であります。

消防費では、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金 7 2 0 万 6 千円の減額であります。

教育費では、小学校の学校管理費で、光熱水費 2 3 3 万 9 千円の増額であります。

7 ページをご覧ください。

中学校の学校管理費で、同じく光熱水費 1 8 7 万 2 千円の増額、中学校 学校給食事業では、尾鷲中学校への学校給食配送等業務委託料 2 7 万 5 千円の追加、また、公民館管理経費は光熱水費 1 2 6 万 2 千円の増額であります。

8 ページをご覧ください。

繰越明許費及び債務負担行為補正について説明いたします。

繰越明許費につきましては、今回の補正予算で事業費の組替えを行う水産基盤ストックマネジメント事業が来年度にまたがることから、必要経費を翌年度へ繰り越すものであります。

債務負担行為補正につきましては、2 6 件の追加で、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

9 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1, 3 9 9 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 0 億 9, 2 5 9 万 8 千円とするものであります。

歳入の県支出金 1, 5 8 0 万 5 千円の増額は、保険給付費の増額による普通交付金の増額、繰入金 1 8 1 万 1 千円の減額は、職員給与費等繰入金 2 1 5 万 6 千円の減額、国保財政安定化支援事業繰入金 3 4 万 5 千円の増額により、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

歳出の総務費 2 1 5 万 6 千円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額、保険給付費 1, 5 8 0 万 5 千円の増額は、療養給付費等の増加、基金積立金 3 4 万 2 千円の増額は、国保財政調整基金積立金の増額によるものであります。

10 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、118万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,393万9千円とするものであります。

歳入の繰入金118万9千円の増額は、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

歳出は、総務費118万9千円の増額で、人事異動による人件費の増額であります。

11 ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、医業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策の補助金が本年度末まで延長されたことにより、4億8,984万8千円を増額するものであります。

支出では、医業費用1,066万円の増額で、支払い実績等に基づく給与費150万4千円の減額、旅費交通費、修繕費、負担金の実績に伴う経費1,216万4千円の増額であります。

医業外費用は、納付消費税の減額により2万3千円の減額であります。

次に、12 ページをご覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

17 件の追加であります。

これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

C T更新事業につきましては、平成21年度に更新したC Tが12年以上経過し、耐用年数を過ぎていることから、令和5年度早期の更新を目指し、本年度中に契約をするため、計上するものであります。

13 ページをご覧ください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が、令和3年度

決算値の反映により、長期前受金戻入の減額、及び営業費用の増額による消費税還付金の増額により 8 1 万 7 千円の増額であります。

支出では、営業費用が、電気料金高騰による動力費などの増額により 2, 1 1 1 万 3 千円の増額、営業外費用は、消費税納付額の減額により 1 2 4 万 8 千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、6 1 ページをご覧ください。

議案第 7 4 号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」につきましては、公の施設の指定管理を行うにあたり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者を指定する施設の名称は、「尾鷲市斎場」、指定管理者は「有限会社 小倉葬具店」、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 5 年間であります。

次に、6 2 ページの議案第 7 5 号「三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について」につきましては、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、三重県市町総合事務組合規約第 3 条第 1 項第 4 号に規定する「物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務」に、令和 5 年度より新たに伊勢市及び松阪市を加えるため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 6 1 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、議案第 7 5 号「三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について」までの 1 5 議案についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の64ページをご覧ください。

報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和4年10月18日専決、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第9号）及び予算説明書の1ページをご覧ください。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,942万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億983万7千円とするものであります。

3ページをご覧ください。

歳入は、14款国庫支出金、2項国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び事務費補助金として、1億7,942万9千円の追加であります。

4ページをご覧ください。

歳出は、3款民生費、1項社会福祉費で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る経費として、1億7,942万9千円を追加するもので、低所得世帯に対し1世帯あたり5万円を給付するための電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億7,500万円が主なものであります。

以上をもちまして、報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）」の説明とさせていただきます。

よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、議案書の 66 ページをご覧ください。

報告第 11 号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」につきましては、市内法人の敷地内において、市マイクロバスを相手方機器に接触させた自動車事故について、和解及び損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

以上をもちまして、報告第 11 号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」の説明とさせていただきます。

(降壇)